

# アップデート法改正

第7回 / 全8回



社会保険労務士  
加藤光大

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。

## ❖ 国民年金法 年金制度改正法 ❖

### (1) 特例的な繰下げみなし増額 (法28条5項)

令和7年6月20日に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により特例的な繰下げみなし増額の適用が見直されました。

第1項の規定により老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、**70歳に達した日**後に当該老齢基礎年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の5年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 略

改正前	改正後
ii 当該請求をした日の5年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。	ii 65歳に達した日から当該請求をした日の5年前の日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたとき。

改正前の規定では、老齢基礎年金の請求をした日の5年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であったときは、「特例的な繰下げみなし増額」が適用されませんでしたが、**65歳に達した日**から老齢基礎年金の**請求をした日の5年前の日**までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときに「特例的な繰下げみなし増額」が適用されないこととしました。

### 改正の趣旨

老齢基礎年金の支給繰下げ待機中の受給権者のうち、老齢基礎年金の受給権取得日前に他の年金たる給付の受給権を取得し、失権した者について、特例的な繰下げみなし増額が適用されることを明確化しました（令和7年6月20日施行）。